

会 議 録

会議の名称		平成２８年度第１回 石狩市福祉有償運送運営協議会
開催日時		平成２８年６月１０日（金） 開会：１５時００分 閉会：１５時４０分
開催場所		石狩市役所 ４０２会議室
出席者	委員	三国義達、本間孝之、田岡伸義、加藤定義、安保隆之、棟方加代子、佐々木公子、佐藤雅治、金子浩治（９名） オブザーバー：佐藤彰也（札幌運輸支局）
	事務局	福祉総務課長 池田幸夫、福祉総務課主幹 高井史朗 障がい支援課長 石倉衛
	申請者	特定非営利活動法人 石狩市手をつなぐ育成会 運行管理責任者 鎌田徹、整備管理責任者 越田涼
傍聴者数		１名
会議次第		１．開 会 ２．委員紹介 ３．会長及び会長職務代理者の選出 ４．議 題 （１）更新登録申請について 特定非営利活動法人 石狩市手をつなぐ育成会 ５．その他 ６．閉 会
審議経過		別紙のとおり

確定年月日	会議録署名
平成２８年７月２６日	会長 三国 義達

1. 開会

○事務局

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日、会長が決まりますまで会議進行を務めます福祉総務課の高井です。

本協議会の開会に先立ちまして、石狩市福祉有償運送運営協議会委員の委嘱状を交付いたします。

委嘱状の交付につきましては、大変恐縮でございますが、予め席上に配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

今回は、協議会委員改選後初めての開催であり、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、本協議会の概要につきまして、簡単に説明させていただきます。

本協議会は、「石狩市福祉有償運送運営協議会設置要綱」で定められ、道路運送法の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、石狩市の住民の福祉の向上及び公共の福祉の増進を図るため、道路運送法施行規則に規定する福祉有用運送の必要性、旅客から収受する対価、その他福祉有償運送の適正な確保のために必要となる事項について協議するために設置されています。

委員任期につきましては、平成28年6月1日から平成30年5月31日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

改めまして、平成28年度第1回石狩市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。

本日は、委員の過半数の出席がございますので、福祉有償運送協議会設置要綱第5条第5項の規定によりまして、本協議会が成立していることを報告いたします。

ここで、次第に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

本協議会の会議次第、委員名簿のほか事前配布資料として、

- ・申請団体の概要
- ・国土交通省発行の福祉有償運送ガイドブック（新任委員）

当日配布資料といたしまして、更新登録申請書類の写しを配付させていただいております。

当日配付資料につきましては、審議対象団体関係者の個人情報等が掲載されておりますので、審議終了後に回収させていただきます。

よろしくお願いいたします。

2. 委員紹介

（委員及び事務局職員紹介）

3. 会長及び会長職務代理者の選出

○事務局

続きまして、会議次第の「3. 会長及び会長職務代理者の選出」についてご提案させていただきます。

はじめに運営協議会設置要綱第5条第1項に基づきまして、会長の選出をいたします。

規定によりまして、会長は石狩市職員の中から充てることとなっておりますので、候補者は2名でございますが、委員の皆様からのご提案はございますか。

(事務局一任)

事務局一任とのお声がありましたので、大変恐縮でございますが、当事務局に一任させていただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしとのお声がありましたので、保健福祉部長の三国委員を会長に選出させていただきます。よろしくお願いいたします。

これより議事進行は、三国会長にお願いします。

○会長

議題に入ります前に、運営協議会設置要綱第5条第3項に基づきまして、会長職務代理者を選出いたしたいと存じます。規定により、会長が指名する者が職務を代理することとなっております、私より市企画経済部企画課長の本間委員を指名させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしとのお声がありましたので、提案のとおり本間委員を会長職務代理者に選出させていただきます。よろしくお願いいたします。

4. 議題(1) 更新登録申請について

○会長

それでは本日の議題に入ります。本日の議題は、既登録団体に係る更新登録申請1件となっております。よろしくご審議願います。

ここで、委員の皆様をお願い申し上げます。申請書類には、審議対象団体関係者の個人情報等が含まれているものもございますので、審議内容に関しましては、秘密厳守の程、よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従いまして、議事を進めて参ります。

本日の議題であります「更新登録申請」について、申請団体より申請内容のご説明をお願いいたします。なお、この案件につきましては、佐々木委員が申請団体からの推薦委員となっておりますので、佐々木委員におかれましては審議委員としてではなく、申請団体のお立場でのご参加となりますことを申し上げます。

それでは、申請内容のご説明をお願いいたします。

○申請者

石狩市手をつなぐ育成会居宅介護事業所あしる、管理者の鎌田です。本日はよろしくお願いいたします。

当法人は、昭和53年に石狩町障害児を持つ親の会として発足し、町内の特殊学級設置の運動を中心に活動してきました。平成16年にNPO法人を取得し、「石狩市手をつなぐ育成会」としてスタートしました。平成21年に障害者自立支援法における主に知的障がい児者を対象とした障害福祉サービスグループホーム「カリブ」と居宅介護事業所「あしる」の事業を開始しました。

グループホーム「カリブ」では、どんなに障がいが高くとも住み慣れた地域で暮らすことを実践し、ひとつ屋根の下で、家庭的な雰囲気のもと、共同生活を送っています。また、この度の申請の対象事業所としての「あしる」では、主に在宅の知的障がい児者を対象に通院介助や余暇的な外出支援としての行動援護、移動支援事業を行い、カリブと併設して事務所を構えています。

知的障がいを伴う自閉症やダウン症、発達障がいの方々など、様々な障がい特性を持つ方々の余暇活動の幅を広げられるように余暇の移動手段として車両による移送を行っています。

様々な障がい特性をもっているの方々の中には、周囲の環境から刺激を受けやすく、突然走り出したり、大きな声をあげたり、又は行動が緩慢、停止となってしまうたりと不適応な行動を取ってしまう場合があり、公共交通機関の利用も困難な方が大半を占めています。こうした中で、平成26年7月より障がい特性の専門的な知識や適切な支援を行える当法人の職員が運転者として登録し、福祉有償運送を開始して2年になります。

今後もその必要性は続いていくものであり、この度、更新登録の申請をさせていただきます。

【1. 運営の実施主体】

特定非営利活動法人 石狩市手をつなぐ育成会で事業運営している「居宅介護事業所あしる」という事業所で実施予定です。場所は石狩市花川南8条3丁目71番地で、グループホーム「カリブ」と併設して事務所を構えています。

【2. 運送の区域について】

運送の区域としては、石狩市、札幌市としています。札幌市の福祉有償運送についても更新申請済みで、6月下旬に札幌市の運営協議会が開催予定となっており、石狩市、札幌市、同時進行で実施していきます。

【3. 使用車両について】

法人所有の車両が4台、いずれもセダン型の軽自動車です。登録利用者様には特に車いすを利用している方等はありませんのですべてセダン型で対応可能と考えております。4台の車検証、リース契約書を添付しております。

【4. 旅客の範囲】

石狩市内の利用者さんが30名、札幌市内の利用者さんが4名の34名の方に登録頂いています。いずれも知的障がい者の方を対象としております。旅客の名簿を添付しています。

【5. 運転者要件】

運転者数は6名となっています。運転者名簿兼運転者就任承諾書を添付しています。過去3年間に免許停止処分を受けた者はありません。免許証写し、運転記録証明書写し、福祉有償運送運転者講習の修了証写しを添付しています。介護福祉士が2名、ヘルパー2級が3名、セダン等運転者講習が1名の資格保持者です。資格証写し、乗務者名簿兼乗務者就任承諾書を添付していま

す。添付している通り、運転記録証明には過去に携帯保持や信号無視、軽傷事故等の違反、事故歴がございます。この違反歴については、業務以外の時間帯に起こしたものです。業務時間、プライベートの時間限らず、安全運転の義務は生じていることから、定期の会議や内部研修等でもプライベートの安全運転は徹底するように確認を取っているところですが、こちらの違反歴については、率直に指導不足であると反省いたします。福祉有償運送を実施するにあたって、今後の安全運転に関する内部研修、外部研修に参加させ、職員の安全運転に関する意識を高めていくよう努めていきます。

【6. 運行管理体制】

運行管理責任者は、カリプ、あしるの責任者をしております鎌田、整備責任者については、あしる管理者でもあります越田、事故対応の責任者は同じく鎌田としています。運行管理体制と就任承諾書をそれぞれ添付しております。

車両5台以下については、安全運転管理者の配置義務はありませんが、規模の大小関わらず、一層、安全な運行管理体制と登録車両の増車等も考えられるので、安全運転管理者の講習を受講する予定であります。また、朝、夕のミーティングの時間には、都度職員の運転前の体調確認等を行っています。参考資料として乗務記録簿と安全運転の確認表を添付しておりますが、この様式を用いて、日々の職員の安全運転のチェックをしています。運転者証についても補足資料の様式を用いて提示しています。標章については、各車両に表示済みです。

【7. 整備管理】

整備管理の責任者はあしる管理者の越田です。整備についてもリース車両のメーカーによる法定点検、定期点検の他、事業所敷地内の駐車場で、運転前の車両点検を行っています。

【8. 事故対応】

事故対応の責任者は鎌田です。登録予定車両の4台の保険については、対人、対物無制限の保険に加入しております。保険証券の写しを添付しております。

【9. 苦情処理体制】

苦情処理体制としては、あしる障害福祉サービス事業と一体的に行い、苦情処理の責任者を鎌田、担当窓口にあしる管理者の越田を配置しています。万が一事故や苦情が発生した場合は、補足資料の様式を用いて記録し、改善措置と今後の再発防止に努めるものとしています。新規登録からこの2年間、輸送にかかわる事故、苦情等は発生していません。

【10. 収受する対価】

運行に係る対価の収受として、距離制運賃で申請させていただきます。移送運賃 60 円/kmを設定しています。迎車料金は設定しておりません。複数乗車の場合は設定金額を人数で割って計算します。

以上、説明させていただきました。ご審査の程、よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

資料の内容の確認のため数分間お時間をいただきたいと思います。どうぞご覧ください。

(申請書類等確認)

○会長

それでは、質問等がありましたらお願いします。

○田岡委員

資料の65ページに「旅客の名簿」があります。これはあくまでも石狩市の有償運送というかたちになっていますが、この名簿に札幌市と混在しているという部分が何名か見受けられるのですが、札幌市は札幌市ですよね。

○申請者

札幌市の運営協議会はこの後、6月下旬に予定しております。

○田岡委員

石狩市と札幌市を分けていますね。この名簿に札幌東区だとか手稲区って入っていますが、これちょっと説明していただけますか。

○会長

申請に際しては、札幌市は札幌市の名簿で申請して、石狩市は石狩市の名簿で申請するのではないかという趣旨のご質問ですね。

○田岡委員

確か私の記憶では札幌市は札幌市で、石狩市は石狩市でと思ったのですが、説明してほしいのですが。

○申請者

住所につきましては、札幌市の住所が記されている方には、石狩市内のグループホームに入居されている利用者さんもいらっしゃいます。住所としては札幌市ですが、グループホームに入居されて、居住地が石狩市の場合もございます。ガイドブックにも、旅客の運送の発地または、着地のいずれかが石狩市内にあるということで、札幌市の方も石狩市に来ることもありますし、石狩市の方も札幌市に行くこともあるかと思いますので、「あしる」に登録いただいている利用者さんにつきましては札幌市、石狩市合わせて名簿として載せさせていただいているところです。

○会長

これは、中身よりも受付の仕方の質問ですが、前回の運行区域は石狩市、札幌市で出させてもらっていますよね。その時も共通名簿で出しているのでしょうか。

○申請者

前回も石狩市の方と、札幌市の住所の方を載せさせていただいています。

○会長

そして、このように進達して受理されているということですね。

○田岡委員

石狩市から札幌へ行こうが、どこへ行こうが構わないのですが、これが、住所が石狩市でなく、この住所から違うところへ行くというのであれば、話が違うのではないのでしょうか。

今の説明だったら、石狩市の部分でやるのであれば構わないにしても、タクシーと違う部分ですから一概には言えないにしても、A地区の部分がB地区でも仕事ができるかと言えませんが、

○札幌運輸支局

ここで議論いただくのは、あくまでこの石狩市の区域の話をいただいて、この名簿は利用者さん全員を乗せているという形になっています。あえて分けてないという話ですが、あくまでこの協議会では石狩市の区域の話をさせていただいて、この後、札幌市の分は、名簿はおそらく同じものを使われると思いますが、札幌市の方で議論するということですね。

○田岡委員

札幌市で行う分は名簿がまた出てきますよと。

○札幌運輸支局

同じものになると思いますが。

○田岡委員

後でそういう部分は報告という形になるのですね。

今まではそのようなことについては協議会を開かないという話でしたが、中身的にきちんとした説明ができれば私も納得しますが、このあたり、協議会は権限ないですからね。

○札幌運輸支局

ここで決めないと申請できないので、ここで決まることは大事です。この後、この申請に協議会としての協議が調っている証明書を発行していただき、それを一緒に付けて運輸支局に出して

いただくことになります。

○会長

制度から考えると、それぞれ自治体単位で協議会を設置というのが基本となっているのですが、運営そのものは両方の地域にまたがっているという意味では、イレギュラーな議論と噛み合わなくなるということです。

基本的には私たちは、石狩市としての意見をまとめて出すということになりますけども、運営自体は札幌市と石狩市にまたいだ運営区域という設定になりますので、そこを踏まえた上で、石狩市として意見を出すということでご了解いただければと思います。

あと、質問等あればお願いします。

○佐藤委員

運転者の台帳が出ていますが、健康状態はどのように扱っているのでしょうか。例えば、年一回の健康診断を運転手さんに行っているなど。

○申請者

障害福祉サービス事業につきましては、少なくとも年一回の健康診断の義務が生じておりまして、健康診断の機会を設けております。

○佐藤委員

わかりました。

○会長

あと質問等いかがですか。

○札幌運輸支局

67ページの「サービスについて」のところで、この資料は利用者さんにお渡ししているのですか。

○申請者

そうです。

○札幌運輸支局

69ページのサービス料金のところで、複数乗車については、今までもやられていたのでしょうか。

○申請者

複数乗車は今までもあります。

○札幌運輸支局

ここに、たとえば複数乗車の場合の、計算を入れておいた方が良いと思います。

○会長

複数乗車の時の個人利用者それぞれの料金負担のあり方がある程度明記すべきというご意見ですね。

○札幌運輸支局

3人乗ったら3人で割り算すると思いますが、それをここに記載していたら分かりやすいと思います。

○申請者

ご指摘の通り、料金のところに複数乗車の場合の按分の方法を掲載したいと思います。

○会長

ご質問のほか、ご意見も出てきましたが、他にあればお伺いします。

では、私のほうからもよろしいでしょうか。

今回は更新という形ですが、2年前と今回で、大きく変わったところはあるのでしょうか。

○申請者

スタッフの若干の入れ替わりはあります。

車両数は同じです。

○会長

また、事務局に確認ですが、付記すべき点ということで、申請者はそのように対応したいというお話ありましたが、本日はそういった部分も含めた意見をまとめれば良いのですね。

○事務局

今回の指摘の性格上、申請の際には札幌運輸支局に申請する際に付記したものを提出する形が好ましいかと思います。

皆様方には、ご指摘いただいた部分を付記した上で、協議会として提出するというご理解をいただければと思います。

○会長

分かりました。基本的にはこの申請を可とするか非とするかということを、この協議会で意見することだと思いますので、まずこの是非については、この申請書のものを是とするということによろしいでしょうか。

(委員一同：了解)

○会長

さらに、併せて、先ほどの意見として付記すべきものがあるのではないのかということを付けさせていただいた意見を出してもらいます。文書で進達することになりますが、文書案は事務局で作成して、事後送付するという形でご了解いただけますでしょうか。文

(委員一同：了解)

○会長

ありがとうございます。ではそのように決定させていただきます。

事務局では本協議会後の事務手続きを速やかに進めて下さい。

5. その他

○会長

その他について、委員の皆さんから特になければ、事務局の方からはありますか。

○事務局

今年度のこの運営協議会の予定についてですが、現段階では、NPO法人ふれあい広場タンポポのはらが、翌年3月31日をもって登録期間が満了となります。運輸支局への手続き時期なども考慮いたしまして、来年の2月頃に開催をしたいと考えております。改めてご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。

6. 閉 会

○会長

以上で、本日の運営協議会を終わります。ありがとうございました。